

川崎区カラーリング用品貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎区役所が所有するカラーリング用品の貸出方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。なお、川崎市スポーツ・文化総合センター（以下、カルッツかわさき）館長は、川崎区長が行う貸出に関する業務を代理する。

(対象者)

第2条 貸出対象者は、次のとおりとする。

- (1)原則として川崎区内の町内会、自治会、学校、子ども会、法人等の団体とする。
- (2)その他、川崎区長が特に認める者

(貸出手続き)

第3条 カラーリング用品の貸出を希望する者（以下「申請者」という。）は、貸出状況を確認後、使用申請書（第1号様式）を川崎区長に申請し、その承認を受けなければならない。なお、貸出状況の確認及び申請書の提出先はカルッツかわさきとする。

- 2 申請書受付期間は、貸出希望日の6か月以内とする。
- 3 カルッツかわさきは、申請者から控えの提示があった場合は、貸出すものとする。
- 4 カラーリング用品の返却場所は、カルッツかわさきとする。

(使用の不承認)

第4条 川崎区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、カラーリング用品の使用を承認しない。

- (1)法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2)川崎区の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3)第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4)特定の個人、政治的・宗教的活動のための利用と認められる場合
- (5)営利を目的とする利用と認められる場合
- (6)その他川崎区長が不適當と認める場合

(使用権の譲渡などの禁止)

第5条 使用団体等は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(貸出承認の取り消し)

第6条 川崎区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止させることができる。

- (1)この要綱に違反した場合
- (2)故障により使用することができなくなった場合
- (3)災害その他の事故により使用することができなくなった場合
- (4)その他川崎区長が使用を不適當と認める場合

2 前項の規定により使用団体等が使用の承認を取り消され、又は使用を制限されたことにより生じた使用団体等の損害について、川崎区長は、その責めを負わない。

(貸出期間)

第7条 貸出期間は、原則7日以内とする。ただし、川崎区長が認めるときはこの限りではない。

(貸出料金)

第8条 貸出料金は無料とする。

(使用団体等の義務)

第9条 使用団体等は、カラーリング用品を屋内で適正に使用しなければならない。また、返却する際は、貸出時の状態で返却しなければならない。カラーリング用品を損傷し、又は紛失したとき、その損害に相当する額を賠償しなければならない。ただし、川崎区長がやむを得ない理由があると認める場合は、その額を減額し、又は免除することができる。

(点検及び不具合の報告)

第10条 カルッツかわさきは、日常点検を行い、使用団体等からカラーリング用品が返却された際に、破損・不具合の有無等を確認する。その際、破損・不具合が認められる場合は、川崎区長に報告する。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。